

令和 8 年 7 月 6 日

部 局 等 の 長 様

総 務 部 長

9 月定例会へ向けた補正予算の編成について（依命通知）

令和 8 年度 9 月定例会へ向けた補正予算の編成方針について、市予算規則の規定に基づき、市長の命により下記のとおり通知する。

記

過日、6 月定例会が終了したばかりであるが、9 月定例会日程との関係もあり、補正予算の編成について早期に取り組む必要がある。

9 月の補正予算は、令和 8 年度上半期が終了する中で、年度末を見据えて進捗状況を確認し、必要なものについて、補正予算を編成することとしている。

こうした状況下での補正予算編成であるため、限られた財源をより一層効果・効率的に活用することを念頭に、歳入については、国庫、府支出金等活用できるものについては、関係府省、京都府等と連絡・調整を密接にし、でき得る限りの情報を収集するなど、財源確保に努めるとともに、歳出については、真に必要性の高いもののみを補正予算に計上することとしている。

以上のことを踏まえ、補正予算の編成作業に臨まれない。

事 務 連 絡
令和8年7月6日

部 局 等 の 長 様

総 務 部 長

9月定例会へ向けた補正予算編成上の留意事項等について

9月定例会へ向けた補正予算編成上の留意事項等を別紙のとおりとしましたので、お知らせします。

担当：総務部財政課

(別紙)

京丹後市 9 月補正予算編成上の留意事項等

■ 補正予算編成上の留意事項

(1) はじめに

令和 8 年度予算は、普通交付税 1 3 7. 5 億円の計上をはじめ、財政調整基金から 1 4. 2 億円、ふるさと応援基金から 1 3. 5 億円の基金を繰り入れるなどにより、財源を確保している。財政調整基金の現在高については、年度内に可能な限り復元することとしているが、万一の災害発生等に備え、一定額を確保し続ける必要があることもあり、財政調整基金の繰入金追加は困難である。

これらのことを念頭に置き、この 9 月補正予算では、国府の制度改正や事業採択等に伴うものを原則とし、真に必要なもののみ要求すること。

(2) 共通的事項

- ・ 令和 8 年度予算編成等における査定経過等について、十分に把握・理解した上で補正予算編成に臨むこと。
- ・ 既決予算との比較、増減理由の未記載、見積り根拠が不明確なものなどが多く見受けられるため、必ず歳入予算見積書、歳出予算積算書に詳細を記載すること。
- ・ 新規事業等を要望する場合は、その事業内容（全体計画・財源）を明確に説明できるようにすること。
- ・ 一つの事業予算が複数所属に関係するものは、関係所属間で十分な調整を行い、事業所管を代表する所管課で補正予算見積書を作成すること。
- ・ 補正予算に関係する例規改正等を予定しているものは、その旨を明記するとともに、例規案を見積書と併せて必ず提出すること。
- ・ 資料（業者見積り、現況写真等）は A 4 サイズとし、可能な限り添付すること。
- ・ 各事業所管課で財務会計システムへ予算要求入力すること。この際、一般会計の財源充当については財政課で行うため、原課では入力する必要はないこと。

(3) 歳 入

- ・ 国府の補助制度について情報収集等を積極的に行うとともに、他市町の予算措置状況も把握するなど、現制度上、有利な財源確保に努めること。

※今回の補正に限らず、既決予算での事業においても、積極的に情報収集等を行い、財源確保に努めること。

- ・ 財産収入、寄附金等を計上する場合は、確実な額により計上すること。
- ・ 諸収入（雑入）については、原則、歳出予算の増額に伴う特定財源となるものを計上すること。
- ・ 市債については、国府補助金等と同様に事業執行上の財源であることから、必ず事業担当課で見積ること。なお、必要に応じて財政課と事前協議をすること。

(4) 歳 出

- ・令和7年度国府支出金で、実績報告等により返還しなければならないものについては、今回の補正予算で計上すること。また、実績見込み等で返還が見込まれるものについても今回の補正予算で必ず計上すること。(実績報告書等、返還額が分かるものを添付すること)
- ・新規及び拡充事業については、国府の補助制度であっても一般財源を伴うものについては、その事業効果、必要性、将来の財政負担等を十分に分析するなど、本市の厳しい財政状況においても取り組むことを認識した上で予算を見積ること。また、参考として政策・事業説明資料も作成すること。
- ・年度末を見据え、事業の進捗状況を踏まえて不十分なことがあれば、一定整理、精査し予算を見積もること。
- ・これまでの予算編成でカットされたものは、原則、要求しないこと。
- ・予算の増額要求は、原則、既存予算の減額・組替え等により財源調達すること。
- ・継続費又は債務負担行為を設定しようとする場合は、事前に財政課と協議すること。
- ・住民間の公平性の確保を念頭に置き、偏った予算見積りとならないようにすること。
- ・「長期継続契約」に伴う予算要求をする場合、歳出予算事業別積算書(様式3)に「長期継続契約」である旨を明記するとともに、全体の契約期間及び金額を明記すること。
- ・第3次総合計画の「まちづくり27の施策」を必ず記入すること。その際、当初予算見積書に記載した計画項目等との整合を図ること。
- ・会計年度任用職員報酬等の補正予算については、人事課と協議、調整の上、事業毎に任用担当課で見積書を作成すること。予算配当は人事課人事給与係とすること。

※会計年度任用職員報酬等の補正予算の財務会計システムへの入力、原課ではできないため予算要求入力はないこと。(見積書のみ作成すること。)

■ 特別会計等

- ・所管課で予算編成を行うこととするが、一般会計と関連のあるものについては、一般会計のスケジュールに必ず合わせること。なお、補正予算を編成する特別会計については、事前に財政課へ連絡すること。
- ・歳入歳出の補正予算総額(職員人件費の組み替え等を含む。)を合わせた見積書を作成すること。

■ 令和8年度9月補正予算(一般会計：第4号補正)見積書提出期限

◎令和8年7月31日(金) 17:00 厳守

- ▶ 次の書類を部局担当者へ紙ベースで1部提出するとともに、電子ファイルを所属課長からメッセージ送信すること

・補正予算見積書【様式1～3】

- ・補正予算事業説明書【様式4】
- ・制度概要説明資料（政策的な新規・拡充事業の場合）
- ※様式3は、積算基礎だけでなく内容を詳細に記載すること。
- ※制度概要説明資料は、補正予算（案）に計上する場合、報道資料（たたき台）として活用する予定であること。
- ※「政策・事業等説明資料（議会基本条例関係調書）」の作成が必要なものについては、予算見積書提出後に、別途、作成依頼することとしていること。
- ▶ 財務会計システムへの予算要求入力も期日までに完了させること。
- ※ 単純な計算（既決予算との差額等）ミス等が多数散見される場合は、見積書等の再提出を求める場合があること。この場合においても、下記のヒアリング日程の変更は行わないので、しっかりと検算、確認すること。

■ ヒアリング日程等（予定）

8月 6日（木）午前、午後	理事者ヒアリング（必要に応じて実施）
8月 7日（金）午前、午後	財政課ヒアリング
8月17日（月）午前、午後	理事者査定（関係部局長出席）
8月21日（金）午後	理事者査定（予備日）

※補正要求内容により、部局ごとに割当時間を設定し、後日連絡します。

※理事者ヒアリング・査定の日程（詳細）は未定。必要に応じ関係部局長の出席を依頼します。

◎質疑等がある場合は、財政課部局担当まで問い合わせること。

担当者	内線	所 管 部 局
清水 和則	2196	総括（全般）
田中 沙智代	2202	市長公室、会計課
岡下 慎太郎	2261	総務部、消防本部
橋本 一希	2266	議会事務局、健康長寿福祉部
宮原 孝太	2323	こども部、農林水産部、農業委員会事務局
山根 麻文	2338	教育委員会事務局
小國 朋子	2384	医療部、商工観光部
吉井 健人	2431	建設部、上下水道部
河田 実優	2389	市民環境部、監査委員事務局